

「令和7年2月建設業許可申請の手引」における変更点について

山口県土木建築部監理課

以下の通り許可の手引を変更しました。

○名称の変更

専任技術者⇒営業所技術者等

※名称のみの変更です。

○特定建設業の要件変更 (p4, p83)

建設業法において、特定建設業許可が必要な要件（下請け契約の請負代金の総額に関して）が改正されました。

改正前：税込みで4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上

改正後：税込みで5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上

○営業所技術者等（旧専任技術者）の専任を要する主任技術者等の配置について (p14, p183)

建設業法第26条の5が新設されたことに伴い、マニュアルを一部改正しました。

○常勤性確認書類に関して (p31, p36)

マイナンバー法の改正に伴い、健康保険証がマイナカードへ移行することから、確認書類について一部改正しました。

※マイナンバーカードでは所属企業の記載がないため、常勤性の確認ができません。

なお、健康保険被保険者カード（従来の保険証）について、有効期限内のものは従来通り常勤性確認書類として認められます。